

保育所の保護者、地域との関係等（児童福祉法）

●児童福祉法

（保育士の定義）

第18条の4 この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

（保育所の情報提供等）

第48条の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

●児童福祉施設最低基準

（保育の内容）

第35条 保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとし、厚生労働大臣が、これを定める。

（保護者との連絡）

第36条 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者との密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。